



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 31 日(金)
号外第 100 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (50) (経済産業総室)・・・3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 中小企業高度化資金の貸付けの対象となる事業を定める規定中引用する法令の条項について所要の規定の整理を行う。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第50号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	内容	名称	内容
略		略	
11 地域産業創造基盤整備事業	政令第2条第2項第1号に <u>規定する事業であって、省令第36条の基準に適合しているもの</u>	11 地域産業創造基盤整備事業	政令第2条第2項第1号に <u>掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するもの</u>
12 商店街整備等支援事業	政令第2条第2項第2号に規定する <u>事業のうち、省令第37条の基準に適合している事業であって、同条第1号イからハまでのいずれかに該当するもの</u>	12 商店街整備等支援事業	政令第2条第2項第2号に規定する事業であって、 <u>省令第37条第1号イに規定する中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第6項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画又は同号ハに規定する中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて実施するもの</u>
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。